

秋田県健康環境センター科研費補助金等内部監査手続要領

(目的)

1 この要領は、秋田県健康環境センター（以下「当センター」という。）において、当センターが、秋田県健康環境センター科学研究費補助金等取扱要項（以下「取扱要項」という。）第1条に定める科研費補助金等の適正な運営及び管理を行うための内部監査の実施に関する必要な事項を定めるものとする。

(対象)

2 本手続要領の対象となる研究費は、取扱要項第1条に定める科研費補助金等とする。

(監査区分)

3 監査区分は次のとおりとする。

- ① 科研費補助金等の通常監査（以下「科研費等通常監査」という。）
- ② 科研費補助金等の特別監査（以下「科研費等特別監査」という。）

(監査対象等)

4 内部監査の対象は次のとおりとする。

- ① 科研費等通常監査
当センターにおいて、科学研究費補助金の交付を受けている研究課題数の概ね 20%を対象とし、内部監査チームが行う。
- ② 科研費等特別監査
科研費等通常監査の対象となった研究課題のうち、概ね 20%以上を対象とし、企画担当部署が行う。

(監査方法)

5 第3号に定める監査は年1回以上実施することとし、内部監査チームが行う。監査方法は以下のとおりとする。なお、監査方法については、把握された不正発生要因に応じて、随時見直し、適正化を図ることとする。

- ① 科研費等通常監査
各種申請書等の書類等の確認により行い、研究費等の執行状況に疑義が生じた場合は、必要に応じて、研究代表者、取引業者等関係者へのヒアリングを行うこととする。
- ② 科研費特別監査
各種申請書等の書類等の確認を行う他、内部監査チームが必要と判断した場合は、研究代表者、取引業者等へのヒアリングに加えて、研究協力者等関係者へのヒアリング及び物品の納品確認等を行うこととする。

(報告)

6 監査結果は、内部監査チームが、統括管理責任者に報告する。統括管理責任者は、監査結果を検討した上で、必要に応じて、当センター以外の第三者に監査を要請する。

統括管理責任者は、追加監査を要請した場合はその結果も含めて、最終的な監査結果を最高管理責任者に報告する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。